町の家計簿 令和4年度　我が町の状況は?

市川三郷町令和４年度 決算報告

令和４年度一般会計、国民健康保険特別会計他15特別会計、上水道事業会計の決算が９月定例町議会で認定されました。決算報告は、町の家計簿ともいえるもの。我が町の状況は?

問町財政課財政係☎ 055-272-6091

特別会計

特別会計

町の会計には、前ページで報告した町税や交付金を収入源とする一般会計とは別に、特定の事業や特定の収入で事業を行う場合に、**経理を他の会計と区別する特別会計**があります。特別会計には、下の表のとおりたくさんの事業があり、いずれも私たちの生活に深く関わりのあるものです。なかでも国民健康保険、介護保険、公共下水道などの各特別会計が突出しています。

公営企業会計

公営企業会計とは、民間企業と同じように事業で収益をあげて、その収益により運営を行っている会計です。本町では上水道事業があり、経営活動に伴う収益的収入・支出、将来にわたる設備の改良などに伴う資本的収入・支出から成り立っています。

資本的収入に対する**支出の不足額は、内部留保資金などで補てん**します。

特別会計の歳入・歳出額

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計（事業勘定）	16億6,044万8千円	16億2,897万7千円	3,147万1千円
国民健康保険特別会計（直診勘定）	7,091万2千円	6,099万2千円	992万円
介護保険特別会計	23億8,914万3千円	21億3,709万6千円	2億5,204万7千円
介護サービス事業特別会計	309万7千円	305万2千円	4万5千円
訪問看護ステーション西八代特別会計	3,319万8千円	3,300万円	198万円
簡易水道特別会計	2億5,236万9千円	2億5,236万7千円	2千円
公共下水道事業特別会計	10億5,772万9千円	10億3,813万7千円	1,959万2千円
農業集落排水事業特別会計	3,424万1千円	3,210万円	214万1千円
戸別浄化槽整備推進事業特別会計	1,090万8千円	1,003万7千円	871万円
温泉事業特別会計	6,885万6千円	6,766万8千円	118万8千円
恩賜県有財産保護管理事業特別会計	259万円	10万円	249万円
市川財産区特別会計	276万4千円	1万8千円	274万6千円
高田財産区特別会計	63万1千円	1万8千円	61万3千円
大同財産区特別会計	321万3千円	1万8千円	319万5千円
歌舞伎文化公園管理事業特別会計	2,658万7千円	2,473万7千円	185万円
後期高齢者医療特別会計	2億4,302万1千円	2億4,199万7千円	102万4千円
峡南地域教育支援センター共同設置特別会計	345万円	334万9千円	10万1千円

公営企業会計の収入支出額

上水道事業	事業収益（収入）	事業費用（支出）
収益的収入及び支出	1億9，534万円	1億7，896万9千円
資本的収入及び支出	477万4千円	7，028万8千円

※仮受、仮払消費税を含む額を計上しています。

町の財政状況に関する詳しい内容は、町ホームページをご覧下さい。

■町の借金

町の借金にあたる令和４年度末の町債の残高は一般会計、特別会計、上水道事業会計合わせて213億5,710万3千円でした。

建設事業費の減に伴い、地方債発行額が減少したため、前年度と比較すると町全体で13億7,535万円減額となりました。

一般会計

町税は一人当たり11万2千円納めていただいたことになります

町に入ったお金（歳入）

一般会計の収入総額は95億6,385万1千円でした。これは町税や財産収入などの町が自ら確保できる財源（自主財源）27億4,787万4千円と、地方交付税や国庫、県支出金などの国や県から交付される財源（依存財源） 68億1,597万7千円から構成されています。

■一般会計歳入グラフ

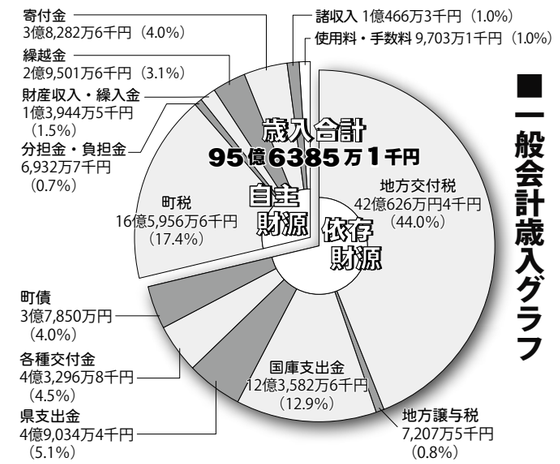

歳入項目

■地方交付税……依存財源
国の所得税、消費税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額を、基準に基づき国から交付されるお金

■地方譲与税
国税として徴収した租税から町に譲与されるお金

■国庫、県支出金
事業を行うための国、県からの負担金及び補助金など

■各種交付金
国や県が徴収した税の一部を、町に交付するもの

■町債……自主財源
事業などを行うために借り入れたお金

■町税
町民の皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税などの税金

■繰入金
各種基金などから一般会計へ繰り入れたお金

■諸収入
貸したお金の返済金や税延滞金など

■寄付金
ふるさと納税など

一般会計での支出総額は町民一人当たり約61万7千円を支出したことになります

Check

町で使ったお金（歳出）

一般会計の支出総額は91億7，157万8千円になりました。支出の状況を目的別にしてみました。目的別とは土木費や教育費など行政目的によって分類したものです。

福祉全般を担う民生費が27億9，325万円で最も多く、ついで役場管理費や職員人件費など他部門に分類されない事業に要した総務費が15億8，894万3千円、借金返済にかかる公債費や衛生費などが大きな支出となっています。

■一般会計歳出 目的別グラフ

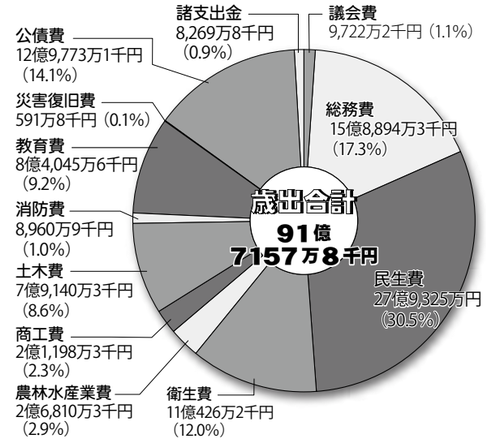

歳出項目

■議会費 町議会議員などへの報酬や手当、議会広報発行など議会の運営にかかる費用

■総務費 役場管理費や人件費、峡南広域行政組合負担金、選挙、広報紙発行などにかかる費用

■民生費 社会福祉に関するもの、保育所運営など児童福祉にかかる費用

■衛生費 総合健診や母子保健、公害対策、ごみ処理など環境衛生にかかる費用

■農林水産業費 農林業の振興や農業委員会運営、地籍調査などにかかる費用

■商工費 商工会運営費補助など商工業の振興にかかる費用

■土木費 道路の建設・改良や河川の整備、町営住宅の建設および維持管理などにかかる費用

■消防費 消防団活動や防災のまちづくりにかかる費用

■教育費 学校教育や社会体育、生涯学習にかかる費用

■公債費 町が建設事業などを実施するときに借りたお金の返済にかかる費用

決算報告・財政指標だけでは見えない、町財政の現在地

問町財政課財政係☎055（272）6091

毎年黒字で、財政指標も基準を下回っているけれど…

前ページの決算報告を見ると、一般会計、特別会計ともに歳出よりも歳入が多く、黒字で報告されています。また、過去の広報を見ても毎年黒字での決算報告となっています。財政健全化の指標も国が定めた基準より下回っており、一見すると町の財政状況は悪くないように見えます。町への問い合わせにも「毎年黒字報告なのに、どこが非常事態なのか？」、「財政は悪くないと聞いていたのにいきなり悪くなったと言われてもピンとこない」などの言葉をいただいています。

では、なぜ町は財政非常事態宣言を発出したのでしょうか。理由の1つに、先月号の広報2ページ目にも書かれている「町税や国・県からの交付金などでは賄えない部分（赤字）は、地方債（借金）・基金（貯金）で賄う状態が慢性的に続いている」ことが挙げられます。その根拠となる資料が下の表にある「普通会計決算額の推移」です。

この表にある「実質的な収支」を見ると、直近の町の収支バランスを知ることができます。

▲印がついている年度は、単純な収支の差額（形式収支）では黒字に見えていますが、**実質的には基金などの取り崩しを行い赤字だった**年度です。財政運営において、5年連続で基金の取り崩しなどを行いやりくりしていたことを意味しています。

収入が増えない中で、このような状態を長く続けることは難しく、7年後の令和12年度には貯金が底をついてしまい、財政破綻することが推計されています。収支のバランスが崩れている状況を抜本的に見直し、財政破綻を未然に防ぎ、明るい未来のために使えるお金を確保していくことが「財政非常事態宣言」の真の目的です。

普通会計決算額の推移

（歳入総額の中には、基金の一部が「繰入金」として含まれています）

	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支 a-b	実質的な収支
平成28年度	105億100万円	97億6,100万円	7億4,000万円	2億300万円
平成29年度	101億4,800万円	96億2,900万円	5億1,900万円	▲1億8,300万円
平成30年度	114億5,200万円	109億円	5億5,200万円	▲6億9,200万円
令和元年度	113億4,400万円	110億400万円	3億4,000万円	▲3億円
令和2年度	112億1,800万円	109億3,200万円	2億8,600万円	▲1億4,100万円
令和3年度	98億4,400万円	95億4,100万円	3億300万円	▲4,500万円
令和4年度	95億6,100万円	91億6,400万円	3億9,700万円	9,300万円

5年連続の赤字

■**普通会計** 一般会計のほか、特別会計のうち公営企業会計に係るもの以外の会計間の重複額等を控除した純計額のこと。
■**形式収支** 歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額のこと。
■**実質的な収支** 形式収支から基金の取り崩しなどの影響を加味した実質的な収支の額のこと。

令和4年度は黒字でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための財政支援などによる一時的なものであり、財政運営の抜本的な見直しが必要であることに変わりありません。

財政健全化の指標

財政健全化の指標

（単位：%）

項　目	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	▲ 6.19	▲ 3.45	14.41	20.00
連結実質赤字比率	▲ 14.41	▲ 9.21	19.41	30.00
実質公債費比率	12.0	11.1	25.00	35.00
将来負担比率	117.5	124.2	350.00	―

※実質赤字比率と連結赤字比率は黒字のためマイナス表示

数値でみる財政健全化

自治体の財政破綻を未然に防ぐために国で定めた財政指標があります。

これは自治体の財政状況を明らかにするもので、指標が基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられます。

令和4年度の決算に基づく算定の結果、本町ではいずれの指標も早期健全化基準を下回る数値となりました。

町長コラム Vol.7

なぜ今、改革が必要なのか

問町総務課行財政改革推進係 ☎055-272-1102

連日流れるニュースに、みさとちゃんパパは不安になっています。
財政非常事態宣言とは？行財政改革とは？遠藤町長に質問しました。

みさとちゃんパパ

ニュースや新聞で見た「財政非常事態宣言」ってなに?いきなり言われてもよくわからないし、うちの町はそんなにお金がないの?学校は?病院は?私たちの暮らしはどうなってしまうの?遠藤町長、そもそもの話を教えてください!

遠藤です。不安にさせてしまい申し訳ありません。順を追って説明いたします。
おっしゃるとおり、本町の財政は県内で最悪の状況です※1。
今のままだと7年後にはお金が回らなくなってしまい破綻（はたん）してしまいます※2。
そうならないためにも、**今なら破綻を回避できる、一歩手前の今こそが行財政改革を行う最後のチャンスだと判断し「財政非常事態宣言」を出しました。**

よくわからないな。今まで払えていたなら、お金がないわけではないのでは？

実は、合併すると国から様々な支援を受けることができたのです。今まではそれらを使って新しい事業や施設の維持、管理にお金を支払っていたのですが、令和2年度で国からの特例的な支援はなくなってしまいました※3。
その結果、1年度あたりで使える収入が減ってしまいました。しかし、支払うお金は変わりません。むしろ古くなった建物を修理するお金や借金返済が出てきています。**今までのやりくりではどうにもならない状況が7年後に来てしまいます。**だから今、行財政改革を行い、**人口規模にあった町の運営**へと変えていく必要があるのです。

これからどうするのですか？もっと具体的な内容が知りたいのですが。

行政のスリム化、すべての公共施設を対象としたあり方の検討などについて、私たちの考える**具体的な計画を、年内にお知らせできるよう作成を進めております。**現在、役場では改革チームを結成し、外部の方々の意見を取り入れながら町が行っているすべての仕事に対して「何が本当に必要なものなのか」総点検を行っているところです※4。
この改革は、町民の皆さまのご意見も取り入れながら行います。**また、削減することだけが改革ではありません。収入と支出を見直すことで、新しい投資に使えるお金を確保し**、六郷インター周辺整備など、**本町の明るい未来を描けるような施策**に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後も行財政改革の内容について、広報、ホームページなどでお知らせしていきます。

詳しい内容、最新の情報は町ホームページから▼

※1 令和3年度の実質収支比率、経常収支比率、将来負担比率が27市町村でワースト1位を記録しました。
※2 改革なく推移した場合の財政見通しにおいて、令和12年度で貯金が底をつき、町財政が破綻することが推計されています。
※3 平成の大合併では、財政支援措置があり、本町の場合、令和2年度まで国からお金の支援を受けていました。本来なら支援を受けている内に、人口規模に見合った町の運営の見直しを行う必要がありました。
※4 役場内の改革チーム「行財政改革推進本部」が、外部有識者などで編成された「行財政改革推進委員会」などから意見を聞き、令和7年度末までに町が取り組むべき具体的な内容「行財政改革推進計画」の作成をしています。この計画は令和5年中にホームページなどでお知らせする予定です。また、年明けには計画策定にあたり、町民の皆さまの意見・提案をお聞きする機会を設ける予定です。

町内保育所（園）

令和6年度 入所受付が始まります

次のとおり保育所入所 申し込みを受け付けます

【入所基準】
児童の保護者が次のいずれかの事情にあり、保育の必要性を町から認定されることが必要です。

■就労 ■求職活動※ ■妊娠・出産
■就学 ■災害復旧 ■家族の介護
■保護者の疾病・傷害など

※求職活動の場合、入所認定期間が基本3カ月です。

【申込受付期間】 11月1日水～11月16日木

【申込書類の配布・提出先】
入所を希望される各保育所等施設または、町子育て支援課

※詳しくは、申込書類と一緒に配布する入所のしおりをご覧下さい。（町ホームページに掲載）

※途中月での入所を希望されている方についてもなるべくこの期間での提出をお願いします。

※町外の施設を希望している方は、市町村により受付期間が異なりますのでご注意下さい。（申請書の提出先は本町です）

【問い合わせ】
各保育所等施設
町子育て支援課
☎0556（42）8218

市川富士見保育所
高田 152-1 ☎ 055-272-0260
【定　員】115 人
【対象児】6カ月～小学校就学前
【給　食】年齢に応じた完全給食
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後6:30
（土曜日）午前8:30 ～午後4:30

三珠保育所
上野 2672-4 ☎ 055-272-0512
【定　員】58 人
【対象児】1歳～小学校就学前
【給　食】年齢に応じた完全給食
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後6:30
（土曜日）午前8:30 ～午後4:30

大塚保育所
大塚 2077-1 ☎ 055-272-0500
【定　員】40 人
【対象児】6カ月～小学校就学前
【給　食】年齢に応じた完全給食
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後6:30
（土曜日）午前8:30 ～午後4:30

定林寺立正保育園
岩間 4161-5 ☎ 0556-32-2326
【定　員】30 人
【対象児】2カ月～小学校就学前
【給　食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参
【保育時間】
（平　日）午前 7:30 ～午後7:00
（土曜日）午前8:00 ～午後4:00

受付期間
11月1日水～16日木

高田保育園
高田 2786-2 ☎ 055-272-4862
【定　員】60 人
【対象児】2カ月～小学校就学前
【給　食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参
【保育時間】
（平　日）午前7:15 ～午後6:45
（土曜日）午前8:00 ～午後4:00

認定こども園 市川南幼稚園
市川大門 561 ☎ 055-272-1471
【定　員】幼稚園部門 35 人
保育部門 60 人
【対象児】6カ月～小学校就学前
【給　食】年齢に応じた完全給食
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後 6:30
（土曜日）午前8:00 ～正午

認定こども園 市川幼稚園
市川大門 1782-1 ☎ 055-272-0156
【定　員】幼稚園部門 12 人
保育部門 63 人
【対象児】6カ月～小学校就学前
【給　食】年齢に応じた完全給食
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後 6:30
（土曜日）午前8:00 ～午後 2:30

ひまわり保育園
岩間 2834-3 ☎ 0556-32-2726
【定　員】40 人
【対象児】2カ月～小学校就学前
【給　食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参
【保育時間】
（平　日）午前7:30 ～午後7:00
（土曜日）午前8:00 ～午後4:00

※保育時間は、保護者の就労時間に合わせて、11 時間利用の保育標準時間、8時間利用の保育短時間の利用になります。
※定員は11月1日現在の状況となります。

充実しています 市川三郷の保育

■保育料の月額基準額表（令和5年度）　単位：円

世帯階層区分				負担基準額（3歳未満児） 上段：保育標準時間 下段：保育短時間
第1階層		生活保護世帯		0 0
第2階層		町民税非課税世帯		0 0
第3階層	1	町民税均等割世帯及び所得割 24,300 未満		12,000 10,800
	2	町民税所得割が	24,300 以上 48,600 未満	14,000 12,600
第4階層	1	町民税所得割が	48,600 以上 63,400 未満	18,000 16,200
	2	町民税所得割が	63,400 以上 76,000 未満	20,000 18,000
	3	町民税所得割が	76,000 以上 87,000 未満	22,000 19,800
	4	町民税所得割が	87,000 以上 97,000 未満	24,000 21,600
第5階層	1	町民税所得割が	97,000 以上 122,000 未満	27,000 24,300
	2	町民税所得割が	122,000 以上 142,000 未満	30,000 27,000
	3	町民税所得割が	142,000 以上 157,000 未満	32,000 28,800
	4	町民税所得割が	157,000 以上 169,000 未満	34,000 30,600
第6階層		町民税所得割が	169,000 以上 301,000 未満	36,000 32,400
第7階層		町民税所得割が	301,000 以上 397,000 未満	38,000 34,200
第8階層		町民税所得割が	397,000 以上	40,000 36,000

※3歳以上児は無償 ※制度改正等により変更となる可能性有
※上記は第1子の基準額で第2子は無料または6割軽減

■健康管理
内科・眼科・歯科・耳鼻科検診、尿検査を定期的に実施、身体測定を毎月行い、乳児・児童の健康管理を行います。

■給　食
栄養士の献立による、年齢に応じた手作り給食とおやつです（離乳食対応）。アレルギー体質にも応じた調理内容で対応しています。
様々な行事・誕生日会など特別給食でお楽しみ給食を実施しています。おやつは、3歳未満児は1日2回（午前10時と午後3時）、3歳以上児は1日1回（午後3時）です。

■特別保育事業
【障害児保育】心身の発達に障害を持つお子さんも一緒に「共に育ちあう」保育をしています。
【乳児保育】各保育所（園）によって異なりますので、お問い合わせ下さい。
【一時預かり】保育所の入所の対象とならない就学前の児童で、保護者が月に数回程度仕事をされる時、職業訓練などを受ける時、保護者の生活のリフレッシュ等、家族の入院・通院・冠婚葬祭など、家庭で子育てが一時的に困難となったお子さんをお預かりします。
【病後児保育】病気の回復期にあり、集団での保育や通学等が困難な期間に、乳児・児童を一時的に預かり、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
【地域活動事業】老人保健施設などの訪問、地域のお年寄りや小中高生との交流、育児講座の開催、地域の諸行事への参加などをしています。

■子育て相談
電話相談、来所（園）による相談に応じています。

■その他
親子保育体験入所、園庭・保育室・プールの解放、実習生やボランティアの受け入れ